

意見公募要領

1 意見公募対象

「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について」最終取りまとめ（案）

2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて報道資料を閲覧に供するものとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に必要な事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

（1）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係 宛て

併せて、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の光ディスク等の条件は、次のとおりです。

○光ディスク：コンパクトディスク

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

（2）FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5838

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データの送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：jigyouseido_atmark_ml.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止対策のため「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に置き換えてください。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成23年12月14日（水）午後5時（必着）（郵送の場合も、平成23年12月14日（水）必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出された意見は、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて閲覧に供します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について」最終取りまとめ(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。

章		具体的内容
第1章 はじめに		
第2章 緊急時の輻輳状態への対応の在り方	1. 音声通話の確保	(1) 交換機等の設計容量の見直し等による疎通能力の向上
		(2) 災害時優先電話の安定的な利用確保
		(3) 音声通話の利用をより多く確保するための新たな提供形態の検討
	2. 音声通話以外の通信手段の充実に改善	(1) 災害用伝言サービスの高度化
		(2) 電話網以外での音声サービス等の提供
		(3) 携帯電話のメール遅延への対応
		(4) 高齢者等向け簡易端末の提供
	3. 災害時の通信手段に関する利用者等への情報提供	(1) 携帯電話の緊急速報メールや放送メディアに活用等による効果的な情報提供
		(2) 国や事業者間連携による輻輳状況や通信規制状況の共有・提供
		(3) 平時からの災害時の通信手段に関する周知・啓発

	4. 輻輳に強いネットワークの実現		
第3章 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方	1. 被災した通信設備の応急復旧対応	(1) 基地局・収容局等の応急復旧の在り方	
		(2) 伝送路の応急復旧の在り方	
		(3) 緊急時における事業者間のネットワークの共用・連携の在り方	
		(4) 関係行政機関やインフラ機関との情報共有・連携	
	2. 被災地や避難場所等における通信手段の確保・提供等	(1) 発災後の時間的経過を踏まえた通信手段の確保・提供等	
		(2) 避難場所等における有効な通信手段の事前配備	
	3. 電源の安定的な確保	(1) 通信設備の種類・規模等に応じた非常用電源確保(燃料確保を含む)の在り方	
		(2) 固定電話端末の停電時の利用可否に関する利用者周知、バッテリー内蔵端末の普及促進	
		(3) メーカー等における設備・端末の省電力化、バッテリーの軽量化・長寿命化等	

	4. 緊急情報や被災状況等の情報提供	(1) 携帯電話の緊急速報メールの有効活用	
		(2) 復旧エリアマップの充実・改善	
		(3) 安否確認サービス等の高度化(携帯電話の位置情報等の活用等)	
		(4) 高齢者等向けの簡易端末など情報リテラシーに配慮した情報提供の在り方	
第4章 今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方	1. ネットワークの耐災害性向上	(1) ネットワークの安全・信頼性確保の在り方	
		(2) 自治体電線共同溝等の導入促進	
		(3) 被災地の復興計画に合わせたインフラ整備	
		(4) ネットワークの耐災害性向上のための研究開発	
	2. 災害に即応できる体制整備	(1) 関係事業者における災害対応体制の検証・見直し	
		(2) 国、関係事業者及び自治体間の情報共有・伝達体制等	
第5章 今回の震災を踏まえた今後のインターネット利用の在り方	1. インターネット接続機能の確保	(1) インターネット接続機能の確保	
		(2) インターネットのネットワーク構築の在り方	

	2. インターネットの効果的な活用	(1) インターネットによる情報共有	
		(2) ソーシャルメディアサービスの活用	
		(3) ミラーサイトの活用	
		(4) 情報格差への配慮	
		(5) インターネットの効果的な活用	
	3. クラウドサービスの活用	(1) クラウドサービスの積極的活用	
		(2) クラウドサービス事業者間の協力	
	4. 災害発生時に備えた通信事業者の協力体制の構築	(1) 災害発生時の通信疎通のための事業者間協力	
		(2) 災害用伝言板等における連携	
	第6章 アクションプラン	1. 国等が中心となり取り組むべき事項	
2. 国・電気通信事業者等が連携・協力しながら取り組むべき事項			
3. 電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項			

<記載要領>

「具体的内容」欄に御意見の具体的内容を御記入ください。